

益城町保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱(令和4年11月4日告示第95号)

最終改正:

改正内容:令和4年11月4日告示第95号[令和5年4月1日]

○益城町保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱

令和4年11月4日告示第95号

益城町保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士確保が困難となっている状況に鑑み、保育士の業務負担を軽減し、その離職防止を図るために、保育士の補助を行う者(保育士資格を有しない者に限る。以下「保育補助者」という。)を雇い上げる事業者に対し、予算の範囲内において補助する益城町保育補助者雇上強化事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、益城町補助金等交付規則(平成22年益城町規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園を運営する事業者
- (2) 町内において児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者を雇い上げる場合を除く。)

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、保育士の勤務環境改善に取り組むため、前条各号に掲げる施設又は事業(以下「補助対象施設等」という。)において、次の各号のいずれにも該当する保育補助者の雇い上げを行う事業とする。

- (1) 保育士資格を有しておらず、保育士資格取得を目指す者であること。
- (2) 保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると町長が認める者であること。

2 補助対象者は、本事業により配置する保育補助者に対し、保育士資格の取得を促さなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象施設等に配置された保育補助者に係る報酬、給料、職員手当、傷害保険加入料、賃金、共済費、役務費等とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象となる保育補助者に係る経費について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他補助事業によりその経費に対し、補助金等が交付される場合は、補助対象経費としないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、熊本県保育補助者雇上強化事業補助金交付要領に定める基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、益城町保育補助者雇上強化事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書(別記第2号様式)
- (2) 補助対象経費明細書(別記第3号様式)
- (3) 保育補助者との雇用関係を確認できる書類の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、適当と認めたときは、益城町保育補助者雇上強化事業補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(実施計画の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が実施計画の変更等をしようとするときは、あらかじめ、益城町保育補助者雇上強化事業費補助金実施計画変更等承認申請書(別記第5号様式)に必要な書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額が変更にならないもの又は実施計画の軽微な変更についてはこの限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、実施計画の変更等を適当と認めたときは、益城町保育補助者雇上強化事業費補助金実施計画変更等承認通知書(別記第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに益城町保育補助者雇上強化事業補助金実績報告書(別記第7号様式)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書(別記第8号様式)
- (2) 補助対象経費明細書(別記第9号様式)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 町長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、これを審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、益城町保育補助者雇上強化事業補助金交付確定通知書(別記第10号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、益城町保育補助者雇上強化事業補助金交付請求書(別記第11号様式)により、町長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) その他町長の指示に従わなかったとき。

(証拠書類の保管期間)

第13条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を5年間保管しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
